

令和5年度 第1回岩手県農薬管理使用アドバイザー認定懇談会

日時：令和5年7月20日（木）13：30～

場所：岩手県庁5階 5-J会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

- (1) 岩手県農薬管理使用アドバイザー認定懇談会設置要領の制定及び岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業実施要綱の一部改正について（資料No.1）
- (2) 岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業の概要について（資料No.2）
- (3) 岩手県農薬管理使用アドバイザーの認定状況について（資料No.3）

4 協議事項

- (1) 令和5年度岩手県農薬使用管理アドバイザー認定事業計画について（資料No.4）

5 その他

- (1) 農業者に対する農薬管理使用アドバイザーの資格取得に向けた取組について（資料No.5）

6 閉 会

令和5年度第1回岩手県農薬管理使用アドバイザー認定懇談会出席者名簿

| 役職 | 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|-------------------|----------------------------------|--------|------|
| 会長 | 岩手県農林水産部農業普及技術課 | 総括課長 | 竹澤 利和 | |
| 副会長 | 岩手県病虫害防除所 | 所長 | 大友 令史 | |
| 構成員 | 全国農業協同組合連合会岩手県本部 | 営農支援部長 | 高橋 輝 | |
| 構成員 | 一般社団法人岩手県植物防疫協会 | 事務局長 | 赤坂 安盛 | |
| 構成員 | 岩手県環境生活部県民くらしの安全課 | 食の安全安心課長 | 千葉 正 | |
| 構成員 | 岩手県保健福祉部健康国保課 | 薬務担当課長 | 千田 浩晋 | |
| 構成員 | 岩手県農業研究センター | 生産環境研究部 病理昆虫研究室 首席専門研究員兼室長 | 藤沢 巧 | 代理出席 |
| 事務局 | 岩手県農林水産部農業普及技術課 | 主任主査 | 宍戸 貴洋 | |
| 事務局 | 岩手県農林水産部農業普及技術課 | 主任 | 山形 久美子 | |
| 事務局 | 岩手県農林水産部農業普及技術課 | 技師 | 阿部 結 | |

岩手県農薬管理使用アドバイザー認定懇談会設置要領の制定及び岩手県農薬管理 使用アドバイザー認定事業実施要綱の一部改正について

1 制定及び改正理由

岩手県附属機関条例が令和5年4月1日に施行されたことを踏まえ、地方自治法（昭和22年法律第76号）の規定に基づき設置される附属機関と、要綱・要領等に基づき開催する懇談会等を明確に区分することとなった。

このことから、附属機関との混同される表現が含まれていた岩手県農薬管理使用アドバイザー認定委員会運営要領を廃止し、新たに岩手県農薬管理使用アドバイザー認定懇談会設置要領を制定するとともに、併せて、岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業実施要綱の一部改正を行った。

2 岩手県農薬管理使用アドバイザー認定懇談会設置要領の主な見直し箇所

第2所掌事項、第3組織、附則

3 岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業実施要綱改正点

第3認定懇談会の設置、第8認定及びその更新、第9認定の取り消し

岩手県農薬管理使用アドバイザー認定懇談会設置要領

(目的)

第1 岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業実施要綱（「以下要綱」という。）第3の規定に基づき、岩手県農薬管理使用アドバイザー認定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 懇談会は、次に掲げる事項の意見交換等を行う。

- (1) 農薬管理使用アドバイザー養成研修及び農薬管理使用アドバイザー更新研修の事業計画に関すること。
- (2) 農薬管理使用アドバイザー認定試験に関すること。
- (3) その他、岩手県農薬管理使用アドバイザー認定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 懇談会は、別表に掲げる関係機関・団体の役職員で構成する。

- 2 懇談会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、岩手県農林水産部農業普及技術課総括課長を、副会長は、岩手県病害虫防除所長をもって充てる。
- 4 懇談会の構成員として依頼する期間は、依頼の日から令和6年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 懇談会は、必要に応じ、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6 懇談会の庶務は、岩手県農林水産部農業普及技術課において処理する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月30日から施行し、令和6年3月31日をもって廃止する。

別表（第3関係）

岩手県農薬管理使用アドバイザー認定懇談会構成機関・団体及び職名

| | 機関・団体名 | 職名 |
|-----|-------------------|----------|
| 会長 | 岩手県農林水産部農業普及技術課 | 総括課長 |
| 副会長 | 岩手県病虫害防除所 | 所長 |
| 構成員 | 一般社団法人岩手県植物防疫協会 | 事務局長 |
| 構成員 | 全国農業協同組合連合会岩手県本部 | 営農支援部長 |
| 構成員 | 岩手県環境生活部県民くらしの安全課 | 食の安全安心課長 |
| 構成員 | 岩手県保健福祉部健康国保課 | 薬務担当課長 |
| 構成員 | 岩手県農業研究センター | 生産環境研究部長 |

岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業実施要綱の一部改正 新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業実施要綱</p> <p>第1～2 [略] (認定<u>委員会</u>の設置)</p> <p>第3 知事は、この事業の実施に必要な事項に関する<u>検討</u>等を行うため、岩手県農薬管理使用アドバイザー認定<u>委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）を設置する。</p> <p>第4～7 [略] (認定及びその更新)</p> <p>第8 知事は、試験の結果に<u>ついて委員会</u>の審査を経た後、合格者を決定し、これを農薬管理使用アドバイザーとして認定するものとする。</p> <p>2 知事は、認定期間が満了する農薬管理使用アドバイザーが更新研修または、当該年度の養成研修を受講した場合には、認定資格を更新するものとする。</p> <p>3 知事は、第7による試験免除者が養成研修を受講した場合は、農薬管理使用アドバイザーとして認定するものとする。</p> <p>4 農薬管理使用アドバイザーの認定期間は、養成研修又は更新研修の受講年度の翌年度の4月1日から3年間とする。</p> <p>(認定の取り消し)</p> <p>第9 知事は、農薬管理使用アドバイザーが農薬取締法に違反した場合、その他農薬管理使用アドバイザーとしてふさわしくない行為があったと認めた場合には、<u>委員会の意見を聴いたうえで</u>、農薬管理使用アドバイザーの認定を取り消すことができるものとする。</p> | <p>岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業実施要綱</p> <p>第1～2 [略] (認定<u>懇談会</u>の設置)</p> <p>第3 知事は、この事業の実施に必要な事項に関する<u>意見交換</u>等を行うため、岩手県農薬管理使用アドバイザー認定<u>懇談会</u>（以下「<u>懇談会</u>」という。）を設置する。</p> <p>第4～7 [略] (認定及びその更新)</p> <p>第8 知事は、試験の結果に<u>基づき</u>、合格者を決定し、これを農薬管理使用アドバイザーとして認定するものとする。</p> <p>2 知事は、認定期間が満了する農薬管理使用アドバイザーが更新研修または、当該年度の養成研修を受講した場合には、認定資格を更新するものとする。</p> <p>3 知事は、第7による試験免除者が養成研修を受講した場合は、農薬管理使用アドバイザーとして認定するものとする。</p> <p>4 農薬管理使用アドバイザーの認定期間は、養成研修又は更新研修の受講年度の翌年度の4月1日から3年間とする。</p> <p>(認定の取り消し)</p> <p>第9 知事は、農薬管理使用アドバイザーが農薬取締法に違反した場合、その他農薬管理使用アドバイザーとしてふさわしくない行為があったと認めた場合には、農薬管理使用アドバイザーの認定を取り消すことができるものとする。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>第10～11 [略]</p> <p>(附則)</p> <p>第1 この要綱は、平成16年11月17日から施行する。 この要綱は、平成19年10月2日から施行する。 この要綱は、平成20年9月29日から施行する。 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 この要綱は、平成28年7月26日から施行する。 この要綱は、令和2年7月22日から施行する。 この要綱は、令和4年7月29日から施行する。</p> <p>第2～第3 [略]</p> | <p>第10～11 [略]</p> <p>(附則)</p> <p>第1 この要綱は、平成16年11月17日から施行する。 この要綱は、平成19年10月2日から施行する。 この要綱は、平成20年9月29日から施行する。 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 この要綱は、平成28年7月26日から施行する。 この要綱は、令和2年7月22日から施行する。 この要綱は、令和4年7月29日から施行する。 <u>この要綱は、令和5年6月30日から施行する。</u></p> <p>第2～第3 [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業実施要綱

(目的)

第1 この事業は、農薬販売者、農業協同組合の営農指導担当者、農業者等で構成する組織の防除指導担当者等（以下「農薬取扱者等」という。）に対して、農薬に関する専門的な研修を実施するとともに、試験を課し、その合格者を農薬管理使用アドバイザーとして認定することにより、農薬取扱者等の資質の向上を図るとともに、本県における農薬の安全かつ適正な使用の推進に寄与することを目的とする。

(任務)

第2 農薬管理使用アドバイザーは、次に掲げる事項に留意し、農薬使用者に対し農薬の適正使用を指導するものとする。

- (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）その他農薬に関連する法令の遵守
- (2) 農薬の特性、病害虫及び雑草の防除等に関する正しい知識の修得及び普及
- (3) 農薬使用者が遵守すべき基準等農薬の安全かつ適正な使用方法の遵守
- (4) 農薬の使用状況の記帳推進
- (5) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染防止
- (6) 県が定めた農作物病害虫・雑草防除の基本方針に基づく適正防除
- (7) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）により毒物又は劇物の指定を受けた農薬並びに水質汚濁性農薬の適正な取扱い及び安全使用
- (8) 農薬の適正な保管・管理
- (9) その他農薬の安全使用等に関する事項

(認定懇談会の設置)

第3 知事は、この事業の実施に必要な事項に関する意見交換等を行うため、岩手県農薬管理使用アドバイザー認定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(研修の実施)

第4 知事は、新たに農薬管理使用アドバイザーの認定を受けようとする者に対し、農薬管理使用アドバイザー養成研修（以下「養成研修」という。）を実施するものとする。

- 2 知事は、既に農薬管理使用アドバイザーの認定を受けた者で、認定期間満了後も認定期間を更新しようとするものに対し、農薬管理使用アドバイザー更新研修（以下「更新研修」という。）を実施するものとする。

(研修の受講資格)

第5 養成研修及び更新研修の受講資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、県内に勤務または居住し、満18歳以上の者とする。

- (1) 農薬販売者又はその従業員

- (2) 農業協同組合の営農指導担当者
- (3) 農業者
- (4) 農業者で構成する組織の防除指導担当者
- (5) その他知事が必要と認める者

(認定試験の実施)

第6 知事は、養成研修の修了者に対し、農薬管理使用アドバイザー認定試験（以下「試験」という。）を実施するものとする

(認定試験の免除)

第7 知事は、次の各号のいずれかに該当する者から申し出があった場合は、試験を免除することができる。

- (1) 薬剤師又は関係団体が行った同種の研修若しくは試験により、防除指導員、農薬コンサルタント若しくは緑の安全管理士の資格を現に有する者又は過去3年以内に一般社団法人日本植物防疫協会が実施する植物防疫研修を修了した者
- (2) 農薬管理使用アドバイザーの認定期間が満了する年度に養成研修を受講した者
- (3) 農薬管理使用アドバイザーの認定期間満了後、やむを得ない事由により認定資格を更新しなかったことにより当該資格を喪失した者（喪失後3年以内である場合に限る）
- (4) 他の都道府県知事が認定した、農薬管理使用アドバイザーと同等の資格を現に有する者
- (5) その他知事が認める者

(認定及びその更新)

第8 知事は、試験の結果に基づき、合格者を決定し、これを農薬管理使用アドバイザーとして認定するものとする。

- 2 知事は、認定期間が満了する農薬管理使用アドバイザーが更新研修または、当該年度の養成研修を受講した場合には、認定資格を更新するものとする。
- 3 知事は、第7による試験免除者が養成研修を受講した場合は、農薬管理使用アドバイザーとして認定するものとする。
- 4 農薬管理使用アドバイザーの認定期間は、養成研修又は更新研修の受講年度の翌年度の4月1日から3年間とする。

(認定の取り消し)

第9 知事は、農薬管理使用アドバイザーが農薬取締法に違反した場合、その他農薬管理使用アドバイザーとしてふさわしくない行為があったと認めた場合には、農薬管理使用アドバイザーの認定を取り消すことができるものとする。

(農薬管理使用アドバイザーに対する支援)

第10 知事は、農薬管理使用アドバイザーに対して第2の円滑な遂行を図るため、農薬の安全使用等に関する情報等の提供、助言、指導その他の支援を行うものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業の実施に必要な事項は別に定める。

(附則)

第1 この要綱は、平成16年11月17日から施行する。

この要綱は、平成19年10月2日から施行する。

この要綱は、平成20年9月29日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

第2 岩手県農薬管理指導士認定事業実施要綱（昭和63年1月12日制定）及び岩手県農薬使用アドバイザー認定事業実施要綱（平成15年5月20日制定）は、廃止する。

第3 この要綱の施行に伴い、岩手県農薬管理指導士認定事業実施要綱に基づく岩手県農薬管理指導士の認定を受けている者及び岩手県農薬使用アドバイザー認定事業実施要綱に基づく岩手県農薬使用アドバイザーの認定を受けている者については、この要綱に基づき岩手県農薬管理使用アドバイザーに認定されたものとみなす。

岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業の概要について

1 目的（要綱第1関係）

農薬販売者、農業協同組合の営農指導担当者、農業者等で構成する組織の防除指導担当者等（以下「農薬取扱者等」という。）に対して、農薬に関する研修を実施するとともに試験を課し、その合格者を農薬管理使用アドバイザーとして認定することにより、農薬取扱者等の資質向上を図るとともに、本県における農薬の安全かつ適正な使用を推進することを目的とする。

2 認定懇談会の設置（要綱第3関係）

岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業の実施に必要な事項に関する意見交換等を行うため、岩手県農薬管理使用アドバイザー認定懇談会を設置する。

3 事業内容（要綱第4、第8関係）

（1）養成研修

- ・ 農薬管理使用アドバイザー認定を希望する農薬取扱者等を対象に行う。
- ・ 研修科目は農薬に関する専門的な知識が修得されるよう、植物防疫一般、農薬一般、関係法令（農薬取締法、毒物及び劇物取締法、食品衛生法）、雑草・害虫・病害概論、農薬のリスクと安全評価・適正使用及び指導的農薬取扱者等の任務等とする。

（2）認定試験

- ・ 認定試験は、養成研修後に実施する。ただし、団体の行う同種研修等を受講により、同等の資格を有するものに対しては申請により試験が免除される。

（3）認定及びその更新

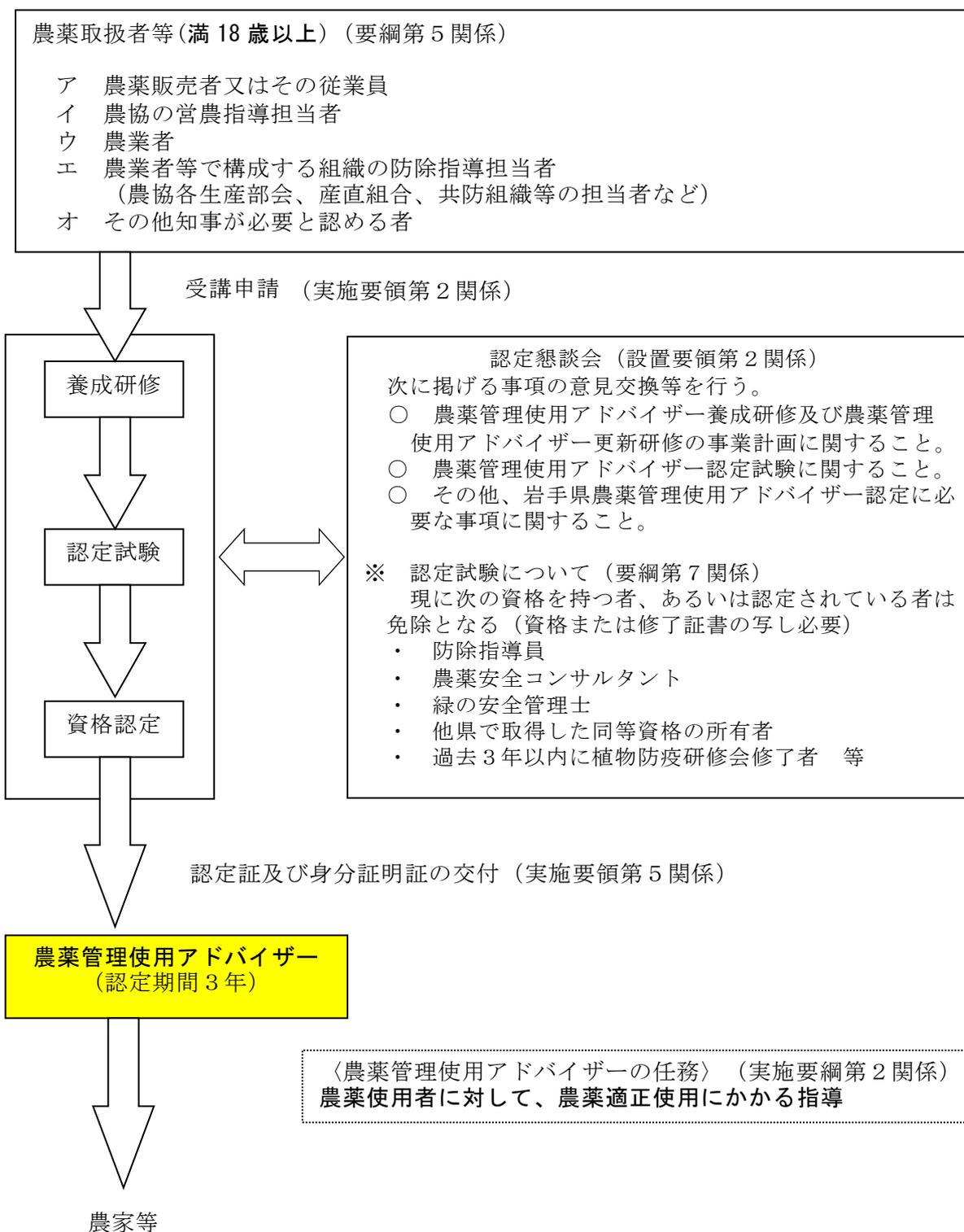
- ・ 認定試験結果及び試験免除申請に基づき、知事が認定する。
- ・ 認定期間が満了する農薬管理使用アドバイザーが更新研修を受講した場合には、知事が認定資格を更新する。
- ・ 更新研修の研修科目は、植物防疫一般、関係法令、農薬の安全使用、危害防止対策、指導的農薬取扱者の任務等とする。
- ・ 認定期間は、研修受講年度の翌年度の4月1日から3年間とする。

4 農薬管理使用アドバイザーの任務（要綱第2関係）

次に掲げる事項に留意し、農薬使用者に対し農薬の適正使用を指導するもの。

- （1）農薬取締法（昭和23年法律第82号）その他農薬に関連する法令の遵守
- （2）農薬の特性、病虫害及び雑草の防除等に関する正しい知識の修得及び普及
- （3）農薬使用者が遵守すべき基準等農薬の安全かつ適正な使用方法の遵守
- （4）農薬の使用状況の記帳推進
- （5）農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染防止
- （6）県が定めた農作物病虫害・雑草防除の基本方針に基づく適正防除
- （7）毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）により毒物又は劇物の指定を受けた農薬並びに水質汚濁性農薬の適正な取扱い及び安全使用
- （8）農薬の適正な保管・管理
- （9）その他農薬の安全使用等に関する事項

岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業模式図



岩手県農薬管理使用アドバイザーの認定状況について

1 令和4年度更新研修受講状況

(1) 属性別受講者数

| 区分 | 農業者等 | 販売者 | 防除業者等※ ¹ | 農協等 | 共済等 | ゴルフ場関係 | その他※ ² | 合計 |
|-----------|------|------|---------------------|------|------|--------|-------------------|------------|
| 更新対象者 | 127 | 74 | 66 | 71 | 27 | 26 | 35 | 426 |
| うち更新受講者 | 83 | 60 | 45 | 57 | 21 | 24 | 22 | 312 |
| うち養成受講者 | 4 | 7 | 4 | 1 | 0 | 0 | 1 | 17 |
| うち非受講者 | (40) | (7) | (17) | (13) | (6) | (2) | (12) | (97) |
| 受講者割合 (%) | 68.5 | 90.5 | 74.2 | 81.7 | 77.8 | 92.3 | 65.7 | 77.2 |

※ 全体受講割合はH28:74%、H29:75%、H30:76%、R1:73%、R2:77%、R3:76%、R4:77%

※¹ 造園業、森林組合、無人ヘリ組合、ドローン事業者等

※² 行政(体育協会等)、花屋等

2 農薬管理使用アドバイザー認定状況 (R5.4.1現在)

(単位:人)

| 区分 | | 農業者 | 販売業者 | 防除業者 | 農協 | 共済 | ゴルフ場関係者 | その他 | 合計 |
|--------------------------------------|-------------------|-----|------|------|-----|-----|---------|-----|--------------|
| R4年度当初総計 (R4.4.1現在) | ① | 342 | 268 | 195 | 264 | 106 | 74 | 121 | 1,370 |
| R4年度更新対象者 (R4.4.1現在) | ② | 127 | 74 | 66 | 71 | 27 | 26 | 35 | 426 |
| うち受講者 | ③ | 87 | 67 | 49 | 58 | 21 | 24 | 23 | 329 |
| R4年度新規申請者 | ④ | 41 | 6 | 5 | 16 | 5 | 2 | 22 | 97 |
| うち試験免除 | ⑤ | 3 | 3 | 2 | 3 | 2 | 0 | 2 | 15 |
| うち試験合格 | ⑥ | 38 | 3 | 3 | 13 | 3 | 2 | 20 | 82 |
| うち試験不合格 | ⑦ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| R5年度当初総計※ ¹ (R5.4.1現在) | ⑧ (①-②+ ③+⑤+⑥) | 356 | 268 | 167 | 268 | 105 | 73 | 130 | 1,367 |
| (R4年度末差) | ⑨ (⑧-①) | 14 | 0 | ▲28 | 4 | ▲1 | ▲1 | 9 | ▲3 |

※ 農薬管理使用アドバイザー目標数:1,300人

(目標数はH19年度に設定(設定根拠:販売店数、旧防除業者数、病虫害防除員数、ゴルフ場数、共防組織数))

※¹ 死亡、属性の変更、資格継続辞退等により、内容が合わない場合がある。

3 令和5年定期更新等対象

(1) 地域別受講者数

| 地域別 | 県北 | 県中 | 県南 | 沿岸 | 県外 | 合計 |
|---------------|------|-------|-------|------|-----|-------|
| 対象者数(人) | 84 | 278 | 327 | 43 | 9 | 741 |
| (うち定期更新) | (58) | (157) | (207) | (25) | (4) | (451) |
| (うち資格喪失後3年以内) | (26) | (121) | (120) | (18) | (5) | (290) |

(2) 属性別受講者数

| 属性別 | 農業者 | 販売者 | 防除業者 | 農協 | 農済 | コゝルワ場関係者 | その他 | 合計 |
|---------------|-------|------|------|------|------|----------|------|-------|
| 対象者数(人) | 245 | 142 | 86 | 118 | 46 | 32 | 72 | 741 |
| (うち定期更新) | (124) | (96) | (43) | (84) | (34) | (27) | (43) | (451) |
| (うち資格喪失後3年以内) | (121) | (46) | (43) | (34) | (12) | (5) | (29) | (290) |

※1 定期更新：認定期間3年経過⇒更新研修受講（無試験）により資格継続

※2 資格喪失後3年以内：令和2年～令和4年度末をもって資格を喪失したアドバイザー
⇒養成研修受講（無試験）により再認定

令和5年度岩手県農業管理使用アドバイザー認定事業の実施計画（案）

| 時期 (R4実績) | 事項 | 参集範囲等 |
|----------------------------|---|--|
| 7月20日 (7/21) | ○第1回認定懇談会 ・事業計画について ・その他 | ・認定懇談会構成員 |
| 10月2日 (10/13) | ○更新研修（第1回） 場所：二戸地区合同庁舎 （二戸市） | ・令和2年度認定者で更新を要する者 （県北部：久慈市、九戸村、軽米町、洋野町、野田村、 普代村、一戸町、二戸市） |
| 10月23日 (10/4) | ○更新研修（第2回） 場所：県水産技術センター （釜石市） | ・同上 （沿岸部：釜石市、住田町、宮古市、山田町、大槌町、 大船渡市、陸前高田市） |
| 11月8日 (10/25) | ○更新研修（第3回） 場所：岩手県農業研究センター （北上市） | ・同上 （県南部：花巻市、遠野市、北上市、西和賀町、金ヶ崎 町、奥州市、平泉町、一関市） |
| 11月16日 (11/15) | ○更新研修（第4回） 場所：いわて県民情報交流センター （盛岡市） | ・同上 （県中部：盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、 八幡平市、岩手町、葛巻町） |
| 12月11日 (12/8) | ○更新研修（第5回） 場所：岩手江刺農業協同組合 （奥州市） | ・同上 （全県） |
| 1月 中・下旬 (1/18、24) | ○養成研修（第1回） 場所：花巻市（予定） | ・新規希望者（試験あり） ・資格喪失後3年以内の者及び同種の資格を有する者（試験免除） ・令和2年度認定者で更新研修未受講者（試験免除） |
| | ○養成研修（第2回） 場所：盛岡市（予定） | |
| 2月上旬 (2/9) | ○第2回認定懇談会 ・認定試験結果の検討 | ・認定懇談会構成員 |
| 2月下旬 ～ 3月上旬 | 認定書等の交付 | 郵送（認定者：養成、更新） ※試験不合格者へも同時期に通知 |
| 3月1日 ～ 3月31日 (予定) | 試験点数の開示予定 （行政情報センター） | ※令和4年度は開示請求の実績無し |

令和5年度岩手県農薬管理使用アドバイザー更新研修実施要領（案）

1 趣 旨

岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業実施要綱第4の2の規定に基づき、認定した農薬管理使用アドバイザーが、令和6年3月31日をもって、認定期間（3年間）を満了し、認定資格を更新しようとする者に対して、農薬の安全かつ適正な使用を推進できるよう資質向上を図るため、標記研修を実施する。

2 主 催 岩手県

3 日時・場所

以下の会場の内、いずれか1ヵ所で受講すること。

| 回 | 月 日 | 時 間 | 会 場 |
|-----|---------------|-------------|--------------------|
| 第1回 | 令和5年10月2日（月） | 13:30～16:10 | 二戸地区合同庁舎（二戸市） |
| 第2回 | 令和5年10月23日（月） | 13:30～16:10 | 県水産技術センター（釜石市） |
| 第3回 | 令和5年11月8日（水） | 13:30～16:10 | 岩手県農業研究センター（北上市） |
| 第4回 | 令和5年11月16日（木） | 14:00～16:40 | いわて県民情報交流センター（盛岡市） |
| 第5回 | 令和5年12月11日（月） | 13:30～16:10 | 岩手江刺農業協同組合（奥州市） |

4 受講対象者

令和2年度に認定した農薬管理使用アドバイザーのうち認定資格を更新しようとする者。

5 研修内容

令和5年度岩手県農薬管理使用アドバイザー更新研修カリキュラム（下表）のとおり。

| 科目 | 研修内容要点 | 時間 |
|-----------------------|--|------|
| 1 植物防疫一般、指導的農薬取扱業者の任務 | ○植物防疫をとりまく情勢 ○最近の農薬事情 ○アドバイザーの役割 | 20分 |
| 2 関係法令 | ○農薬取締法 ○毒物及び劇物取締法 ○食品衛生法 | 60分 |
| 3 農薬の安全使用、危害防止対策等 | ○散布作業者に対する安全性 ○農産物の安全性 ○環境に対する安全性等 | 60分 |
| 計 | | 140分 |

※ 令和元年度まで：緑の安全推進協会から講師を招いて1時間の講義を実施
令和2～4年度：新型コロナウイルス感染症対策として時間短縮の上病害虫防除所が担当
令和5年度から：緑の安全推進協会から講師を招いて1時間の講義を実施

6 受講申込み方法

- (1) 受講を希望する者は、別紙更新研修受講申請書により受講申請を行うものとし、指定する期日までに次の公所・団体あて申込みをすること。

| 受講希望者 | 申込先 |
|-----------------------------------|---|
| 岩手県農業共済組合所属の者及び無人ヘリコプター推進協議会所属の者 | 岩手県農業共済組合 〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10番50号 農業共済会館 電話 019-601-7491 |
| 農薬卸商業協同組合及び小売商組合所属農薬販売者 | 岩手県農薬卸商業協同組合 〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南1-4-8 岩手農蚕(株)内 電話 019-637-2424 |
| ゴルフ連盟加盟のゴルフ場関係者 | 岩手県ゴルフ連盟 〒020-0021 盛岡市中央通1-9-16 盛岡グランドホテルアネックス1F 電話 019-622-8250 |
| 旧防除業者、上記以外の販売者及びゴルフ連盟非加盟のゴルフ場関係者等 | 県病虫害防除所 〒024-0003 北上市成田20-1 電話 0197-68-4427 |
| 農業者、農業者で構成する組織の防除指導担当者等 | 各農業改良普及センター |
| 農業協同組合所属の者 | 県庁農業普及技術課 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 電話 019-629-5656 |
| 全国農業協同組合連合会岩手県本部所属の者 | |
| 申込先が不明な場合 | |

- (2) 申請書には、希望する会場を必ず記載すること。
- (3) 原則、居住地に最も近い会場で受講すること。やむを得ず、居住地に最も近い会場で受講できないときには、申請後に主催者から受講会場を指定することがある。
- (4) 申請後にやむを得ず受講会場を変更する場合には、農業普及技術課技術環境担当まで速やかに連絡すること (TEL : 019-629-5656、FAX : 019-629-5664)。
- (5) 研修会当日、来場前に体温測定を実施し、37.5度以上の発熱がある場合、及び体調不良の場合は、受講しないこと。
- (6) 会場内では、マスクを着用すること。



岩手県農薬管理使用アドバイザー
イメージキャラ「ボージョくん」

J A の更新対象者名簿を共有するので、全農いわてにおいて、各 J A へ更新研修受講の働きかけをお願いしたい。

令和5年度岩手県農薬管理使用アドバイザー更新研修カリキュラム及び日程表（案）

| 日程 | 研修科目 | 研修内容 | 時間(分) | 講師 |
|---|------------------------|-------------------------------------|-------|-----------------------|
| 13:00 ~ 13:30 <u>(13:30) ~ (14:00)</u> | (受付) | | 30 | ※ 盛岡会場のみ |
| 13:30 ~ 13:35 <u>(14:00) ~ (14:05)</u> | (開講式) | | 5 | ※ 盛岡会場のみ |
| 13:35 ~ 13:55 <u>(14:05) ~ (14:25)</u> | 関係法令 1 | 農薬取締法 | 20 | 病害虫防除所 ※ 盛岡会場のみ |
| 13:55 ~ 14:15 <u>(14:25) ~ (14:45)</u> | 関係法令 2 | 毒物及び劇物取締法 | 20 | 健康国保課 ※ 盛岡会場のみ |
| 14:15 ~ 14:20 <u>(14:45) ~ (14:50)</u> | 休憩及び換気 | | 5 | ※ 盛岡会場のみ |
| 14:20 ~ 14:40 <u>(14:50) ~ (15:10)</u> | 関係法令 3 | 食品衛生法 | 20 | 県民くらしの安全課 ※ 盛岡会場のみ |
| 14:40 ~ 15:40 <u>(15:10) ~ (16:10)</u> | 農薬の安全使用、危害防止対策等 | 使用者、農作物、農産物、環境に対する安全 | 60 | 緑の安全推進協会 ※ 盛岡会場のみ |
| 15:40 ~ 15:45 <u>(16:10) ~ (16:15)</u> | 休憩及び換気 | | 5 | |
| 15:45 ~ 16:05 <u>(16:15) ~ (16:35)</u> | 植物防疫一般、農薬管理使用アドバイザーの役割 | 植物防疫をとりまく情勢、最近の農薬事情、農薬管理使用アドバイザーの役割 | 20 | 農業普及技術課 ※ 盛岡会場のみ |
| 16:05 ~ 16:10 <u>(16:35) ~ (16:40)</u> | (閉講式) | | 5 | ※ 盛岡会場のみ |

令和5年度岩手県農薬管理使用アドバイザー養成研修実施要領(案)

1 趣 旨

農薬販売者や農業協同組合の営農指導担当者、農業者等で構成する組織の防除指導担当者等（農薬取扱者等）の農薬の適正な使用・管理に関する資質向上を図るとともに、農薬の安全かつ適正な使用において指導的役割を担う農薬管理使用アドバイザーを養成することを目的として標記研修を実施する。

2 主 催

岩手県

3 日時・場所

以下の会場の内、いずれか1ヵ所で受講すること（2ヵ所での受講は不可）。

| | 月 日 | 時 間 | 会 場 | 所在地 |
|-----|--------------|------------|-------------------|---------|
| 第1回 | 令和6年1月**日（*） | 9:30～16:50 | 花巻市文化会館（予定） | 花巻市（予定） |
| 第2回 | 令和6年1月**日（*） | 9:30～16:50 | いわて県民情報交流センター（予定） | 盛岡市（予定） |

※ 第1回：1月15日（月）～19日（金） 第2回：1月22日（月）～26日（金）を予定

4 受講対象者

下記のいずれかに該当し、かつ、県内に勤務または居住する満18歳以上の者。

- (1) 農薬販売者又はその従業員
- (2) 農業協同組合の営農指導担当者
- (3) 農業者
- (4) 農業者で構成する組織の防除指導担当者
- (5) その他知事が必要と認める者

5 研修内容

令和5年度岩手県農薬管理使用アドバイザー養成研修カリキュラム（下表）のとおり。

| 研修科目 | 研修内容 | 時間（分） |
|-----------|-------------------|-------|
| 植物防疫一般 | 植物防疫行政、農薬行政、農薬の役割 | 30 |
| 関係法令1 | 農薬取締法 | 30 |
| 関係法令2・3 | 毒物及び劇物取締法、食品衛生法 | 40 |
| 農薬一般 | 農薬の種類、特性、散布技術 | 40 |
| 安全使用・適正使用 | 農薬のリスクと安全評価、適正使用 | 50 |
| 各論1 | 雑草概論 | 30 |
| 各論2 | 害虫概論 | 30 |
| 各論3 | 病害概論 | 30 |
| 計 | | 280 |
| 認定試験※ | 上記研修内容を出題範囲とする | 60 |

※ 試験免除該当者（岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業実施要綱第7）

- (1) 薬剤師又は、関係団体が行った同種の研修又は試験により、防除指導員、農薬安全コンサルタント若しくは緑の安全管理士の資格を現に有する者又は過去3年以内に植物防疫研修を修了した者
- (2) 農薬管理使用アドバイザーの認定期間が満了する年度に養成研修を受講した者
- (3) 農薬管理使用アドバイザーの認定期間満了後、やむを得ない事由により認定資格を更新しなかったことにより当該資格を喪失した者（喪失後3年以内に限る。）
- (4) 他の都道府県知事が認定した、農薬管理使用アドバイザーと同等の資格を現に有する者
- (5) その他知事が認める者

6 研修資料

「農薬概説（2023）（一般社団法人日本植物防疫協会発行）」を研修資料として用いるので、受講者は各自購入すること。

なお、当日に会場で研修資料の購入を希望する場合は、岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業実施要領の様式第1号「岩手県農薬管理使用アドバイザー養成研修受講申請書」を申請するにあたり、同申請書に「研修資料購入希望」と記載すること（一般社団法人岩手県植物防疫協会が研修資料の希望数をまとめて購入し、当日図書代金（****円）と引き換えに配布）。

7 受講申込み方法等

受講を希望する者は、岩手県農薬管理使用アドバイザー養成研修受講申請書に関係書類を添えて、令和5年11月**日（**）（必着）までに次の公所・団体あて申込をすること。

| 受講希望者 | 申込先 |
|--|--|
| 岩手県農業共済組合および無人ヘリコプター推進協議会所属の者 | 岩手県農業共済組合 〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10番50号 電話 019-601-7491 |
| 農薬卸商業協同組合及び小売商組合所属農薬販売者 | 岩手県農薬卸商業協同組合 〒023-0001 奥州市水沢卸町3-3 (株)水沢農薬内 電話 0197-24-7733 |
| ゴルフ連盟加盟のゴルフ場関係者 | 岩手県ゴルフ連盟 〒020-0021 盛岡市中央通1-9-16 盛岡グランドホテルアネックス1F 電話 019-622-8250 |
| 農業者、農業者で構成する組織の防除指導担当者等 | 各農業改良普及センター |
| 上記以外の販売者およびゴルフ場関係者、防除業を営む者（旧防除業者等）、岩手県たばこ耕作組合、岩手県ホップ連合会、岩手県薬剤師会、岩手県薬種商協会所属の者 | 岩手県病虫害防除所 〒024-0003 北上市成田20-1 電話 0197-68-4427 |
| 農業協同組合所属の者 | 県庁農業普及技術課 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話 019-629-5656 |
| 全国農業協同組合連合会岩手県本部所属の者 | |
| 上記のいずれにも該当しない者、資格を喪失した者（3年以内） | |

※申込み先が不明な場合は、県庁農業普及技術課に申込むこと。

8 その他

（1）受講票は、当日会場にて配布するため、事前の郵送などは行わない。

（2）研修会当日は、来場前に体温測定を実施し、37.5℃以上の発熱がある場合や体調不良の場合は、受講しないこと。

（3）会場内では、マスクを着用すること。

全農いわては、各JAの生産資材担当及び営農指導担当への受講誘導をお願いします。

令和5年度岩手県農薬管理使用アドバイザー養成研修カリキュラム及び日程表（案）

| 時間 | 研修科目 | 研修内容 | 時間(分) | 講師 |
|---------------|------------------|-----------------------------|-------|---------------------|
| 9:00 ~ 9:30 | (受付) | | 30 | |
| 9:30 ~ 9:35 | (開講式) | | 5 | |
| 9:35 ~ 10:05 | 植物防疫一般 | 植物防疫行政、農薬行政、農薬管理使用アドバイザーの役割 | 30 | 農業普及技術課 |
| 10:05 ~ 10:35 | 関係法令 1 | 農薬取締法 | 30 | 病虫害防除所 |
| 10:35 ~ 10:40 | (換気及び休憩) | | 5 | |
| 10:40 ~ 11:00 | 関係法令 2 | 毒物及び劇物取締法 | 20 | 健康国保課 |
| 11:00 ~ 11:20 | 関係法令 3 | 食品衛生法 | 20 | 県民くらしの安全課 |
| 11:20 ~ 12:00 | 農薬一般 | 農薬の種類、特性、散布技術 | 40 | 農業研究センター 病理昆虫研究室 |
| 12:00 ~ 13:00 | (昼食) | | 60 | |
| 13:00 ~ 13:50 | 安全使用・適正使用 | 農薬のリスクと安全評価、適正使用 | 50 | 病虫害防除所 |
| 13:50 ~ 14:20 | 各論 1 | 雑草概論 | 30 | 農業研究センター 水田利用研究室 |
| 14:20 ~ 14:30 | (換気及び休憩) | | 10 | |
| 14:30 ~ 15:00 | 各論 2 | 害虫概論 | 30 | 農業研究センター 病理昆虫研究室 |
| 15:00 ~ 15:30 | 各論 3 | 病害概論 | 30 | 農業研究センター 病理昆虫研究室 |
| 15:30 ~ 15:40 | (閉講式) | | 10 | |
| 15:40 ~ 15:45 | (受験者のみ) 休憩 | | 5 | |
| 15:45 ~ 15:50 | (受験に当たっての注意事項説明) | | 5 | |
| 15:50 ~ 16:50 | (認定試験) | | 60 | |

令和5年度岩手県農薬管理使用アドバイザー認定試験問題の作成等について(案)

1 令和5年度岩手県農薬管理使用アドバイザー認定試験問題（以下、「試験問題」という。）の内容について

- (1) 試験問題は、農薬の管理及び適正使用を指導する者として把握しておかなければならない最低限の内容について出題する。
- (2) 試験問題は、研修で講義した内容から出題することとし、講義の内容については、農薬概説(2023)も参考とすること（講義資料には、農薬概説からの引用部分には、ページ数を記載すること）。

表 試験問題の推移

| 試験科目 | 平成21～令和4年 | | | 令和5年(案) | | |
|---------------------|-----------|------|-----|---------|------|-----|
| | 題 | 点 | 配点 | 題 | 点 | 配点 |
| 1 植物防疫一般 | 2 | 4点/題 | 8 | 2 | 4点/題 | 8 |
| 2 農薬一般 | 2 | 4点/題 | 8 | 2 | 4点/題 | 8 |
| 3 関係法令 | 8 | 4点/題 | 32 | 8 | 4点/題 | 32 |
| 4 病虫害、雑草防除等 | 4 | 5点/題 | 20 | 4 | 5点/題 | 20 |
| 5 農薬の安全性評価及び各種基準の設定 | 2 | 4点/題 | 8 | 2 | 4点/題 | 8 |
| 6 農薬の安全使用、危害防止対策等 | 4 | 4点/題 | 16 | 4 | 4点/題 | 16 |
| 7 指導的農薬取扱業者の任務 | 2 | 4点/題 | 8 | 2 | 4点/題 | 8 |
| 計 | 24 | | 100 | 24 | | 100 |

2 試験問題の作成方法

- (1) 農業普及技術課は、令和5年度岩手県農薬管理使用アドバイザー養成研修の講師を担当する各機関にそれぞれ試験問題の作成を依頼する。
- (2) 令和2年度試験問題に誤りがあったことから、再発防止のため、以下により各機関内でチェックを行った後、農業普及技術課に提出する。
- ア 機関ごとにチェック表を用いてチェック。
- イ チェックは、作成者および作成者以外の者2名により行い、問題及び選択肢の内容と文章を客観的に確認。

【チェック表】

| チェック項目 | チェック者 | | |
|---|-------|------|------|
| | 作成者 | (氏名) | (氏名) |
| ①設問の内容は適切であるか（出題要領に沿った内容か） | | | |
| ②設問に対する正答が正しく記載されているか | | | |
| ③設問の文章表現が適切であるか （問題文と選択肢は正しく解釈されるか、解釈が複数ないか） | | | |
| ④設問の文章中に誤字脱字はないか | | | |

※適否を○×で記入し、×の場合は該当箇所を記入のこと

- (3) 農業普及技術課は各機関が作成した試験問題を取りまとめ、課内の2名以上で模擬テストを

実施し、内容の最終チェックを行う。その後、令和5年度岩手県農薬管理使用アドバイザー認定試験（以下、「認定試験」という。）を行う。

3 その他関連事項

(1) 試験問題数及び配点

試験問題数は、24題とする。

配点は、上表のとおりとする。

(2) 認定試験の実施にあたって

受験の際に研修受講時に自らがとったノートのみ見ることを可とする。

(3) 認定試験の結果及び合否の判定について

100点満点中70点以上の者を合格とする。

農業普及技術課は認定試験の結果を取りまとめ、第2回認定懇談会（2月上旬開催予定）において合否結果について共有を図る。

(4) 認定試験の合否の発表は、受験者への通知をもって行う。

(5) 個人情報保護条例に基づき受験者は自分の試験結果について開示請求を行うことができる。

なお、手続は次のとおりとする。

ア 開示実施場所：行政情報センター（岩手県庁舎1階）

イ 開示する項目：試験の得点

ウ 開示請求の受付期間及び時間：

期間 合否発表後1ヶ月間

時間 9:00～17:00

エ 開示方法：口頭による伝達

オ 本人であることを確認するために提示を求める書類

運転免許証、旅券または住民基本台帳カード（写真のあるものに限る）

令和5年度岩手県農薬管理使用アドバイザー認定試験問題作成要領(案)

| 試験科目 | 作成担当 | 出題要領（五者択一形式等） | 問題数 |
|---------------|---------------------|--|-----|
| 1 植物防疫一般 | 農業普及技術課 | 植物防疫、農薬行政に関する一般的な内容で重要なものについて出題 | 2 |
| 2 農薬一般 | 農業研究センター 病理昆虫研究室 | 農薬の種類、特性、農薬の農業生産に果たす役割等に関する基礎的な内容について出題 | 2 |
| 3 関係法令 | | | |
| (1) 農薬取締法 | 病虫害防除所 | 農薬取締法に基づき、農薬販売業者、防除業者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等に関する内容について出題 | 4 |
| (2) 毒物及び劇物取締法 | 健康国保課 | 毒物及び劇物取締法に基づき毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関する事項について出題 | 2 |
| (3) 食品衛生法 | 県民くらしの安全課 | 食品衛生法に基づき、農薬残留基準等に関する事項についての出題 | 2 |
| 4 病虫害、雑草防除等 | | | |
| (1) 病虫害及び防除方法 | 農業研究センター 病理昆虫研究室 | 害虫の種類及び防除方法（農薬散布技術、防除機等の内容を含む）に関する基礎的な内容について出題 | 1 |
| | | 病害の種類及び防除方法（農薬散布技術、防除機等の内容を含む）並びに植物成長調整剤の使用方法等に関する基礎的な内容について出題 | 1 |
| | | 環境にやさしい防除法に関する基礎的な内容について出題 | 1 |
| (2) 雑草及び防除方法 | 農業研究センター 水田利用研究室 | 雑草の種類及び防除方法（農薬散布技術、防除機等の内容を含む）に関する基礎的な内容について出題 | 1 |

| 試験科目 | 作成担当 | 出題要領（五者択一形式等） | 問題数 |
|--------------------------------|---------|--|-----|
| 5 農薬の安全性評価及び各種基準の設定（安全使用・適正使用） | 病虫害防除所 | <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の安全性評価の方法に関する基礎的な内容について出題 ・農薬の残留基準、使用基準等設定の趣旨及び設定方法に関する基礎的な内容について出題 | 2 |
| 6 農薬の適正販売使用、危害防止対策等（安全使用・適正使用） | 病虫害防除所 | <ul style="list-style-type: none"> ・散布作業者に対する安全性確保に関する内容について出題 ・農産物に対する安全性確保に関する内容について出題 ・環境に対する安全性確保に関する内容について出題 ・農薬の保管管理に関する内容について出題。 ・農薬散布保護装備（防除衣、保護マスク、保護メガネ等）に関する内容について出題 | 4 |
| 7 指導的農薬取扱者等の任務 | 農業普及技術課 | <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の安全対策における農薬管理使用アドバイザーの位置付け、農薬管理使用アドバイザーの果たすべき役割、遵守すべき事項等に関する内容について出題 | 2 |
| | | 計 | 24 |